

# 成田市新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

平成26年10月  
成田市

# はじめに

- 新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。
- 感染力の高さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。
- 平成21年4月には新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資の逼迫などが起こった。
- 以上のようなことから、新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要。



対策の実効性をより高めるための法制

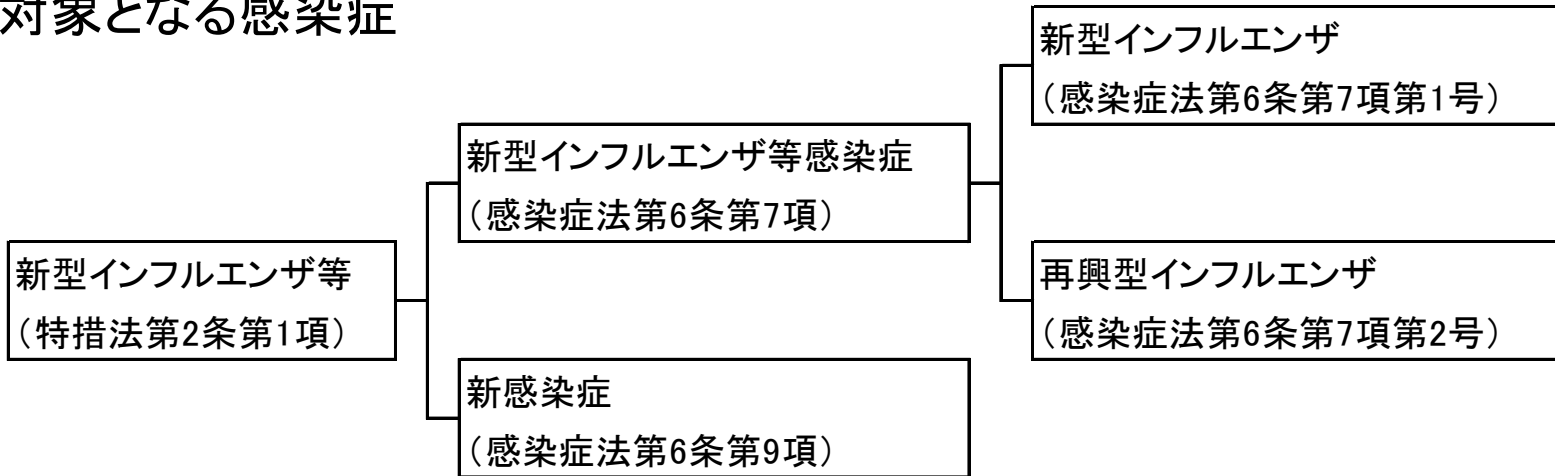
- 平成25年4月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施行  
新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

# 成田市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 1. 位置付け

○平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」第8条第1項の規定により、「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく市町村行動計画として作成。

## 2. 対象となる感染症



※ 感染症法: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※ 新型インフルエンザ: 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

※ 再興型インフルエンザ: 過去に世界的に大流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの

※ 新感染症: 未知の感染症のうち、その感染力の強さから新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

# 成田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

## I. はじめに

新型インフルエンザ等の発生と危機管理、新型インフルエンザ等対策の経緯、特措法の制定、政府行動計画の作成、県行動計画の作成、市行動計画の作成

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略、対策の基本的考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害と影響について、対策推進のための役割分担、行動計画の主要5項目、発生段階

主要5項目	①実施体制 ②情報提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤市民生活及び市民経済の安定の確保
-------	--

## III. 各段階における対策

発生段階に応じて、主要5項目に沿った対策を規定

# 新型インフルエンザ等対策の目的

- ・発生時期の正確な予知は困難
- ・発生そのものの阻止は不可能
- ・世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入は不可避

○このため、次の2点を主たる目的として対策を講じる

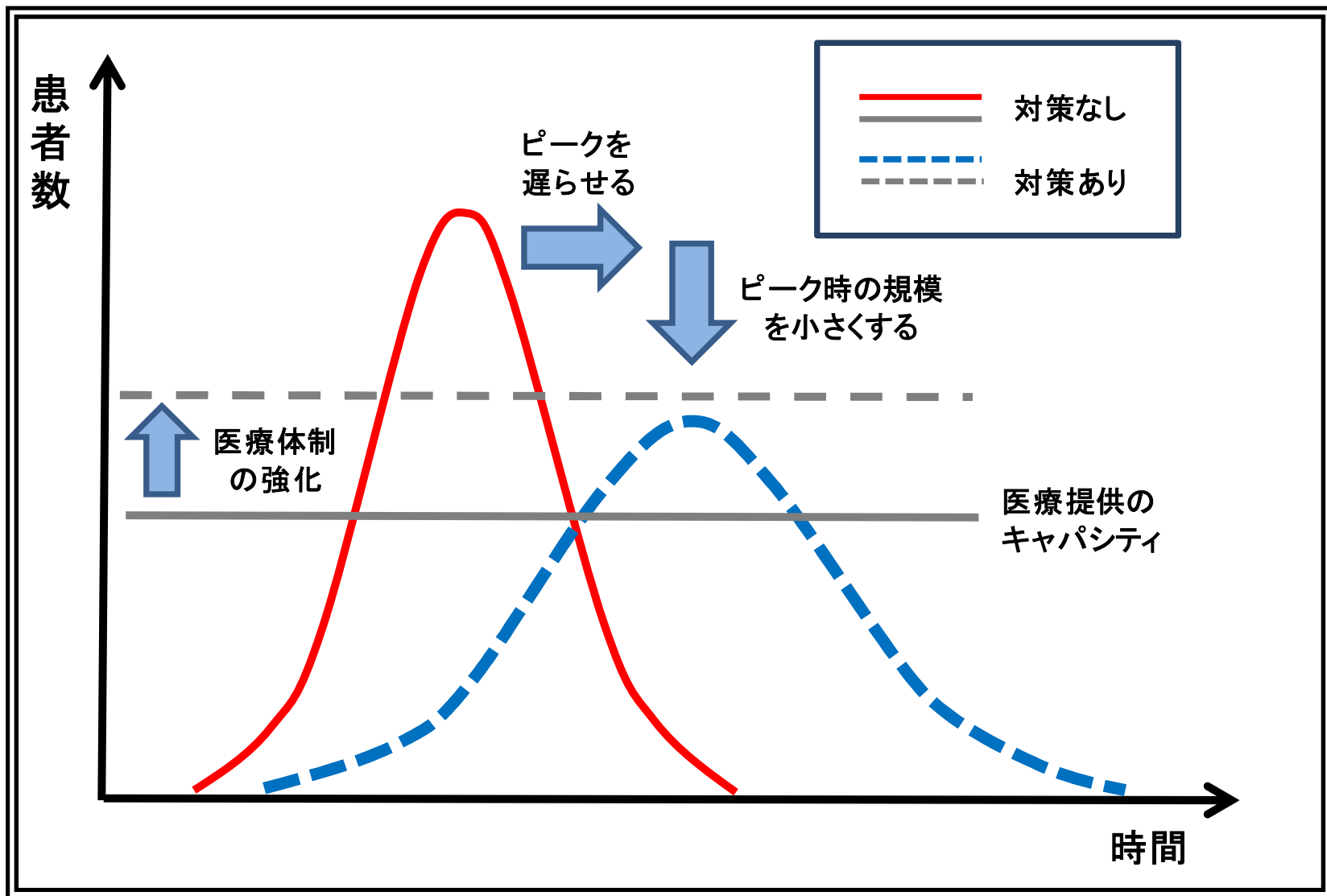
## 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

## 2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画等の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

# 新型インフルエンザ等対策の効果 概念図



# 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

## 1. 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

## 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、病原性の程度などにより緊急事態の措置を講ずる必要がない場合もあり得ることから、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## 3. 関係機関相互の連携協力の確保

千葉県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

## 4. 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- 国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市に当てはめたもの
- ・罹患率・・・人口の25%
  - ・致命率・・・
    - アジアインフルエンザ等・・・中等度(致命率0.53%)
    - スペインインフルエンザ・・・重度(致命率2.0%)

		成田市	千葉県	国
参考人口		128,933人	6,216,289人	128,057,352人
患者発生数 (人口の25%)		32,233人	1,554,072人	32,014,338人
受診患者数		約13,000人 ～25,000人	約63万人 ～121万人	約1,300万人 ～2,500万人
入院患者数 (上限)	中等度	約530人	約2.6万人	約53万人
	重度	約2,000人	約9.7万人	約200万人
死亡者数 (上限)	中等度	約170人	約0.8万人	約17万人
	重度	約650人	約3.1万人	約64万人
1日当たり最大 入院患者数	中等度	最大100人/日	最大4,900人/日	最大10.1万人/日
	重度	最大400人/日	最大19,400人/日	最大39.9万人/日

※推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の日本の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。



# 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

関係機関等	役割の概要
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら新型インフルエンザ等対策を実施するとともに、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を支援し、国全体として万全の態勢を整備する責務</li> <li>新型インフルエンザ等のワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進</li> <li>新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進</li> <li>新型インフルエンザ等発生時は、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務</li> <li>地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関する主体的な判断と対応</li> <li>政府対策本部の設置とともに県対策本部を設置し迅速かつ的確な対策を実施</li> <li>市町村における対策の実施を支援</li> <li>広域での対応が必要な場合に市町村間の調整</li> </ul>
成田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する情報提供やワクチンの接種等を適切かつ迅速に行うため特措法に基づく行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進</li> </ul>

# 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

※対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、千葉県、本市の役割の他に関係機関等や市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進する。

関係機関等	役割の概要
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制確保のため、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備の推進</li> <li>診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備</li> <li>診療継続計画に基づき診療体制の強化及び医療の提供</li> </ul>
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等対策を実施する責務</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は発生前から、事業継続計画の策定や職場における感染対策の実施などの準備を行い、発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続</li> </ul>
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場における感染対策の実施</li> <li>発生時における一部の事業の縮小。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者の、感染防止措置の徹底など</li> </ul>
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生前から、個人レベルでの感染対策(手洗い・うがい等)を実践</li> <li>発生時に備え、食料品・生活必需品等の備蓄</li> </ul>

# 成田市新型インフルエンザ等対策本部

責任者	本部長	市長
組織構成	副本部長	副市長
	本部長付	教育長
	本部員	各部部長・会計管理者・議会事務局長・消防長
	連絡員	各部統括
	本部事務局	総務課(選挙管理委員会含む)・行政管理課 危機管理課・健康増進課
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された時</li> <li>○ 成田国際空港の検疫において、新型インフルエンザ等感染者を確認したとき</li> <li>○ 県内で患者が発生した段階</li> </ul>	

# 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期(県内未発生期) ～県内発生早期	<p>【国内発生早期】(国の判断) 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態</p> <p>【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
県内感染期 ※感染拡大～まん延 ～患者の減少	<p>【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る</p> <p>①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

# 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期 (P31～34)	海外発生期 (P35～37)	国内発生早期 (P38～41)	県内感染期 (P42～45)	小康期 (P46～48)
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇発生に備えての体制整備</li> <li>◇継続的な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市内発生に備えた積極的な情報提供</li> <li>◇市内発生に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇流行のピークを遅らせるための感染対策の実施</li> <li>◇感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇感染対策から被害軽減策へ変更</li> <li>◇市民生活・市民経済の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇第一波からの回復</li> <li>◇第二波に備え第一波の評価</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市行動計画の策定</li> <li>◇体制整備、国や千葉県との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇必要に応じて市警戒本部の設置</li> </ul> <div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇成田空港の検疫で新型インフルエンザ等感染者を確認した時は市対策本部を設置</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、市警戒本部を設置</li> </ul> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>国の緊急事態宣言時は 成田市新型インフルエンザ等 対策本部を設置</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市警戒本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇緊急事態宣言の解除により、市対策本部を廃止</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇継続的な情報提供</li> <li>◇相談窓口の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇継続的な情報提供</li> <li>◇相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇継続的な情報提供</li> <li>◇相談窓口の体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇継続的な情報提供</li> <li>◇相談窓口の体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇継続的な情報提供</li> <li>◇相談窓口の縮小</li> </ul>

# 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期 (P31～34)	海外発生期 (P35～37)	国内発生早期 (P38～41)	県内感染期 (P42～45)	小康期 (P46～48)
予防・まん延防止	◇市民への手洗いうがい等の基本的な感染予防対策の啓発	◇市民への手洗いうがい等の基本的な感染予防対策の啓発	◇市民への手洗いうがい等の基本的な感染予防対策の啓発	◇市民への手洗いうがい等の基本的な感染予防対策の啓発	◇市民への手洗いうがい等の基本的な感染予防対策の啓発
予防接種	◇特定接種の準備 ◇住民接種の準備	◇特定接種の実施 ◇住民接種の準備	◇住民接種の準備・実施	◇住民接種の実施	◇住民接種の実施
市民生活及び市民経済の安定の確保	◇要援護者への生活支援の検討・調整 ◇火葬能力等の把握 ◇物資・資材の備蓄	◇新型インフルエンザ等の発生を、要援護者や協力者に連絡 ◇遺体安置施設等の準備	◇消費者への適切な行動の呼びかけ ◇要援護者への生活支援 ◇遺体の火葬、安置	◇消費者への適切な行動の呼びかけ ◇要援護者への生活支援 ◇遺体の火葬、安置	◇消費者への適切な行動の呼びかけ ◇要援護者への生活支援